政令第二百九号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「令和二年六月三十日」を「令和二年八月二十一日」に、「令和二年七月十日」を「令和二年八月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年九月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための独立行政法人の納付金の納付等に係る手続に関する期限の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十一号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための独立行政法人の納付金の納付等に係る手続に関する期限の臨時特例に関する政令

内閣は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条第四項、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第十一条第四項、独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）第十三条第四項並びに独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十八条第六項及び附則第七条第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条　この政令は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構その他の独立行政法人の納付金の納付その他の事項に係る手続に関する期限の特例を定めるものとする。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の特例）

第二条　国立研究開発法人日本医療研究開発機構が、平成二十七年四月一日に始まる中長期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）に係る同法第四十四条第一項の規定による積立金の処分を行う場合においては、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び同令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項中「六月三十日」とあるのは「八月二十一日」と、同令第二十三条中「七月十日までに、別表第三」とあるのは「八月三十一日までに、別表第三」とする。

2　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構及び独立行政法人統計センターが、平成三十一年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法第四十四条第一項の規定による積立金の処分を行う場合においては、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第四項において読み替えて準用する同条第一項及び同令第二十二条第三項において読み替えて準用する同条第一項中「六月三十日」とあるのは「八月二十一日」と、同令第二十三条中「七月十日」とあるのは「翌事業年度の八月三十一日」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の特例）

第三条　独立行政法人住宅金融支援機構（次項において「機構」という。）が、平成三十一年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第八条に規定する毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付を行う場合においては、同令第十三条において読み替えて準用する同令第十条中「六月三十日」とあるのは「八月二十一日」と、同令第十三条において読み替えて準用する同令第十一条中「七月十日」とあるのは「八月三十一日」とする。

2　機構が、平成三十一年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人住宅金融支援機構法附則第七条第五項に規定する既往債権管理勘定における利益の処理を行う場合においては、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令附則第八条第一項及び第九条中「六月三十日」とあるのは「八月二十一日」と、同令附則第十条中「七月十日」とあるのは「八月三十一日」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三